

記載例 1

退職して普通徴収に切替える場合

給与支払報告 にかかると 給与所得者異動届出書
特別徴収

（注意）

1 「個人番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された個人番号を記入して下さい。
2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続きを済ましたうえで、一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付して下さい。
3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
4 ※印の欄は、届出者において記入する必要がありません。

◎異動があった場合は、すみやかに提出して下さい。

平成△△年11月1日		所在地	郵便番号	山梨県韮崎市水神1-3-1			特別徴収義務者指定番号	1 2 3 4 5 6 7						
給(特別徴収義務者)		名称	韮崎商事(株)				個人番号	7 6 5 4 3 2 1						
代表者の職氏名印		韮崎太郎 (代表者印)				連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係	経理課給与係						
						氏名	韮崎三男							
						電話番号	電話	(0551) 22-1111 番						
フリガナ	給与所得者		(ア)	(イ)	(ウ)	異動	異動	異動後の未徴収	退職時までの	備考				
氏名	ヤマナシ イチロウ		特別徴収税額(年税額)	徴収済月	徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)	年月日	税額の徴収	給与支払額					
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)		円	6月分	円	円		1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 3.を○で囲んだ場合は、一括徴収できない理由欄に○を付してください。	円	一括徴収した税額は、月分(月日の納期限)で納入します。				
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)						①.退職 2.転勤 3.休職 4.長欠 5.死亡 6.会社解散 7.住所誤報 8.	2,000,000	控除社会保険料額					
本籍地	(現住所不明の場合は本籍地)		168,300	10月分	70,300	98,000	H△△. 10.31		円	198,000				

税額通知書の各人の番号欄の7桁の数字

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載して下さい。

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額		※市町村記入欄	月割額		退職者の未徴収税額について 1月1日以降に退職した者…… 一括徴収することが義務づけられています。 6月1日から12月31日の間に退職した者…… なるべく一括徴収の方法で納入願います。
			支払予定日ごとの徴収予定額	合計(上記(ウ)と同額)		6月分	7月分以降	
1. 異動が平成 年12月31日までで、申出があったため(月 日申出)			円	円		円	円	
2. 異動が平成 年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため			円	円		円	円	
一括徴収できない理由			円	円		円	円	
(○を付してください) 1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当がないため又は未徴収税額より少ないため			円	円		円	円	
2. その他 理由()			円	円		円	円	

転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照して下さい。)

月割額	円	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号
月分から徴収し		フリガナ		連絡者の係及び氏名並びにその電話番号
納入する。		名称		氏名
		代表者の職氏名印		電話番号
給与支払方法及びその期日	払込を希望する金融機関の所在地及び名称			電話 () - 番
				経理責任者氏名